

【諮問事項】

令和5年度諮問第1号

札幌圏都市計画道路の変更について（江別市決定）

令和6年1月31日：江別市都市計画審議会

江別市企画政策部都市計画課

都市計画変更の理由書

1. 案件名

札幌圏都市計画道路の変更（江別市決定）

2. 都市計画決定経過

別添の計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

- | | | |
|--------------|---|-----------------------------|
| 3・4・311号対雁中通 | : | 3・3・311号対雁中通に名称の変更 |
| | : | 延長の変更（約20m 減） |
| | : | 一部区間の車線数を4車線に変更（延長 約1,990m） |
| | : | 一部区域の変更（延長 約2,110m） |
| 3・4・320号対雁通 | : | 一部区域の変更 |

4. 都市計画変更の理由

札幌圏連携道路は、苫小牧港から小樽港までを連携する道央圏連絡道路（国道337号）を補完し、道央圏内の生活拠点や産業拠点を結ぶ産業連携軸としての役割を担う札幌圏の骨格を成す道路である。

江別市の工業団地付近における札幌圏連携道路のルートについては、3・2・302号角山通（国道275号）への交通負荷による交通渋滞の懸念や工業団地を往来する車両通行への影響などを総合的に勘案すると、バイパスとしての性格を持つ3・4・311号対雁中通の機能を強化するとともに、対雁中通を札幌圏連携道路のルートとして設定することが効果的かつ合理的といえる。

このため、3・4・311号対雁中通を本案のとおり一部区間の車線数及び幅員を変更する。

また、3・4・311号対雁中通と交差する3・4・320号対雁通についても、交差点位置が変更となることから併せて都市計画道路区域を変更するものである。

計 画 決 定 経 緯 表

年 月 日	告 示 番 号	内 容
昭和29年 3月30日	建設省告示第 327号	公園通、国道12号線、兵村3丁目道路、旭通、白樺通、2番通(野幌地区)、兵村8丁目道路、学校通、中央通江別・長沼線、会社通、兵村7丁目道路、1番通(緑町地区)、3番通(緑町地区)を都市計画決定
昭和32年 4月23日	建設省告示第 637号	国道12号延長の変更、白樺通一部位置変更、兵村4丁目道路、兵村5丁目道路、南1条通、2番通(江別地区)を都市計画決定
昭和36年 3月11日	建設省告示第 397号	兵村5丁目道路延長の変更、兵村7丁目道路の廃止、新栄通を都市計画決定
昭和39年 3月17日	建設省告示第 535号	国道12号延長の変更、3番通(大麻地区)、2番通(大麻地区)、大麻14丁目通、大麻駅前通を都市計画決定
昭和39年11月 5日	建設省告示第3089号	函館本線と国道12号、新栄通、兵村3丁目道路そして江別長沼線各々との立体交差を都市計画決定 兵村4丁目道路と南1条通の一部合併、3番通(江別・野幌・大麻を連絡して)延長の変更、2番通(野幌地区)延長、幅員の変更、2番通(大麻地区)延長の変更、白樺通延長の変更、1番通(緑町地区)を国道12号に合併、学校通延長の変更、(旧)江別恵庭線、11丁目通、南町大通を都市計画決定
昭和40年 3月10日	建設省告示第 466号	兵村8丁目道路延長の変更
昭和40年11月15日	建設省告示第3243号	大麻駅前通幅員一部変更
昭和43年10月29日	建設省告示第3231号	兵村8丁目道路延長の変更(旭通を合併)、尚、野幌駅付近に2600平方メートルの広場を設ける
昭和44年 5月20日	建設省告示第2387号	兵村5丁目道路幅員の変更
昭和45年 9月14日	建設省告示第2287号	3番通一部(緑町西2丁目)幅員の変更
昭和46年 3月29日	建設省告示第 767号	兵村5丁目道路幅員の変更、(旧)江別恵庭線の変更に伴い(新)江別恵庭線を都市計画決定
昭和47年 5月17日	建設省告示第1601号	3箇の街路番号を持つ2番通を1箇の番号にする、3番通幅員の変更
昭和48年 4月16日 昭和48年 4月20日	江別市告示第 3号 北海道告示第1108号	全路線の変更(国道12号を札幌江別通、南町大通を南大通、兵村5丁目道路を5丁目通、兵村3丁目道路を3丁目通、学校通を5条1丁目通、兵村4丁目道路を4丁目通に名称変更、新栄通の一部を中原通、兵村3丁目道路の一部を早苗別通、国道12号の一部を3丁目通、会社通の一部を5条1丁目通、兵村4丁目道路の一部を鉄西線に名称変更、江別長沼線の一部を線形変更のうえ市街地東光通に名称変更、角山通、対雁通、鉄東線、大麻13丁目通、あけぼの通、対雁中通、文教通、1号線を新規決定)
昭和53年 6月26日 昭和53年 6月26日	北海道告示第2015号 江別市告示第 11号	市街化区域、市街化調整区域の見直しに伴う既存都市計画道路の変更、及び新規決定したもの～豊幌大通、豊幌4号通 計画変更したもの～角山通、白樺通、8丁目通、対雁中通、4番通、1号線、新栄通、早苗別通、対雁通

計 画 決 定 経 緯 表

年 月 日	告示番号	内 容
昭和55年 9月 6日	江別市告示第 72号	市街地東光通の一部区域の拡幅変更
昭和58年 3月31日	北海道告示第 600号	白樺通の延長、及び立体交差部の幅員変更、江別恵庭線の延長の変更、野幌総合運動公園線を新規決定
昭和61年 2月 5日	江別市告示第 7号	野幌グリーンモールを新規決定
平成 元年 2月27日	北海道告示第 278号	8丁目通の延長の変更、江別インター線を新規決定
平成 3年 3月28日	北海道告示第 451号	市街化区域、市街化調整区域の見直しに伴う既存都市計画道路の変更、及び新規決定
平成 3年 3月28日	江別市告示第 24号	新規決定したもの～リサーチパーク通、東野幌通、豊幌5号通 計画変更したもの～豊幌大通、南大通、江別恵庭線、江別長沼線、1号線、中原通
平成 4年 3月10日	北海道告示第 331号	江別恵庭線の一部区域及び幅員の変更
平成 5年 9月14日	江別市告示第 50号	市街化区域、市街化調整区域の見直しに伴う既存都市計画道路の変更、及び新規決定 新規決定したもの～上江別1号通 計画変更したもの～早苗別通の延長の変更
平成 6年 3月29日	江別市告示第 16号	市街化区域、市街化調整区域の見直しに伴う既存都市計画道路の変更、及び新規決定 新規決定したもの～元江別中央通、見晴台1号通 計画変更したもの～新栄通の延長の変更
平成 9年 3月28日	江別市告示第 33号	市街化区域、市街化調整区域の見直しに伴う10丁目通、16丁目通の新規決定
平成10年 8月24日	江別市告示第 100号	鉄東線延長の変更(終点の変更)、幅員と線形の変更(幅員減少)及び幅員と線形・区域の変更(幅員減少)
平成12年 3月31日	江別市告示第 38号	元江別中央通の変更(起点の変更)、車線の数の決定、兵村4丁目通の新規決定
平成13年10月16日	北海道告示第1749号 江別市告示第 88号	都市計画法の改正に伴う車線の数の決定及び名称の変更 名称変更したもの ～8丁目通 車線数の決定したもの～札幌・江別通、角山通、3番通、南大通、白樺通、5丁目通、江別恵庭線、公園通、2番通、対雁通、江別長沼線、あけぼの通、8丁目通、豊幌大通、野幌総合運動公園通、江別インター線、4丁目通、対雁中通、4番通、文教通、大麻14丁目通、大麻駅前通、1号線、新栄通、3丁目通、鉄東線、大麻13丁目通、11丁目通、中原通、早苗別通、5条1丁目通、鉄西線、市街地東光通、豊幌4号通、リサーチパーク通、東野幌通、豊幌3号通、豊幌5号通、10丁目通、16丁目通、上江別1号通、見晴台1号通
平成18年 6月20日	北海道告示第 554号 江別市告示第 111号	新規決定したもの～野幌駅南通、旭通、若葉通、高砂地下歩道 計画変更したもの～8丁目通、札幌・江別通、南大通、白樺通、中原通、鉄西線、1号線、鉄東線

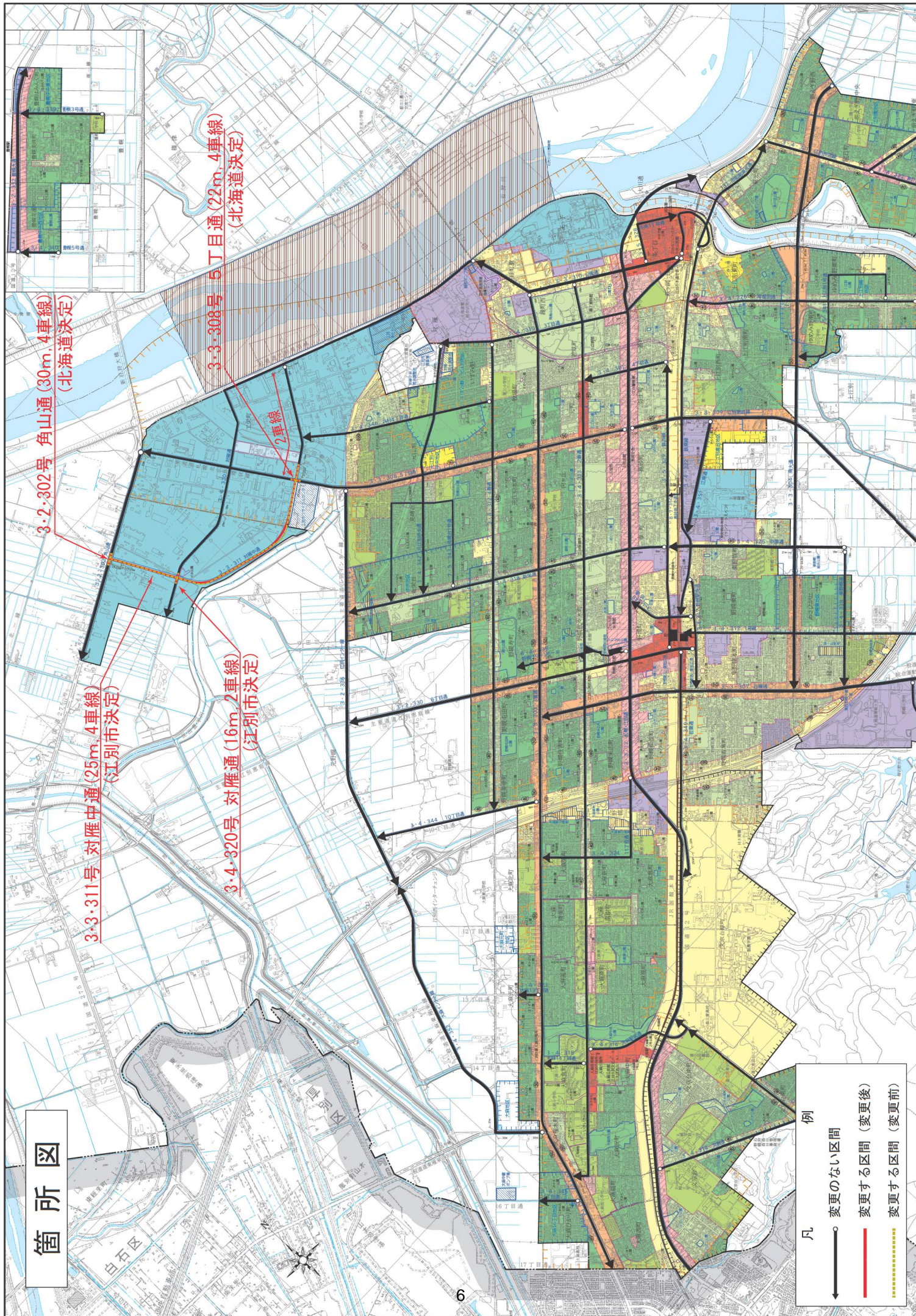
計 画 決 定 経 緯 表

年 月 日	告示番号	内 容
平成19年11月 6日	北海道告示第 705号 江別市告示第 148号	新規決定したもの～江南通、大麻インター線 計画変更したもの～江別インター線
平成20年 2月29日	北海道告示第 126号	南大通(千歳川架橋部)の幅員の変更と区域の変更
平成23年 6月28日	北海道告示第 450号	南大通(東野幌総合公園)の幅員の変更と区域の変更
令和 3年 3月23日	北海道告示第 230号 江別市告示第 57号	角山通の一部区域の変更、対雁中通の線形の変更、対雁通の区域の変更
令和 4年 3月 8日	北海道告示第 158号 江別市告示第 47号	豊幌大通の区域及び構造の変更、対雁通の構造の変更、3丁目通の終点の変更、 豊幌4号通の廃止、元江別中央通の一部区域の変更

変 更 説 明 書

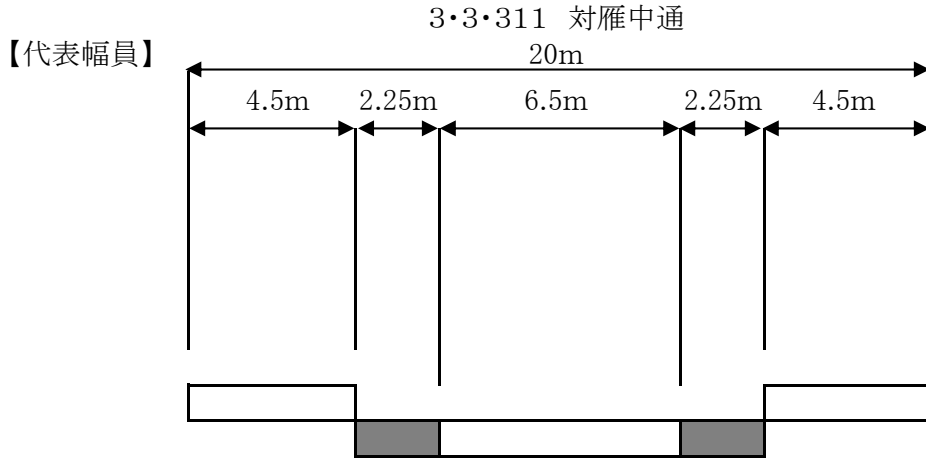
新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・3・311	対雁中通	3・4・311	対雁中通	名称の変更 一部車線数の変更(2車線→4車線、変更区間 L=1,990m) 一部幅員の変更(18m→25m、変更区間 L=380m) 一部幅員の変更(20m→25m、変更区間 L=1,500m) 一部幅員の変更(20m→28m、変更区間 L=110m) 一部幅員の変更(18m→21m、変更区間 L=120m) 一部線形の変更(変更区間 L=2,110m、延長減 約20m)
3・4・320	対雁通	3・4・320	対雁通	一部区域の変更

箇所図

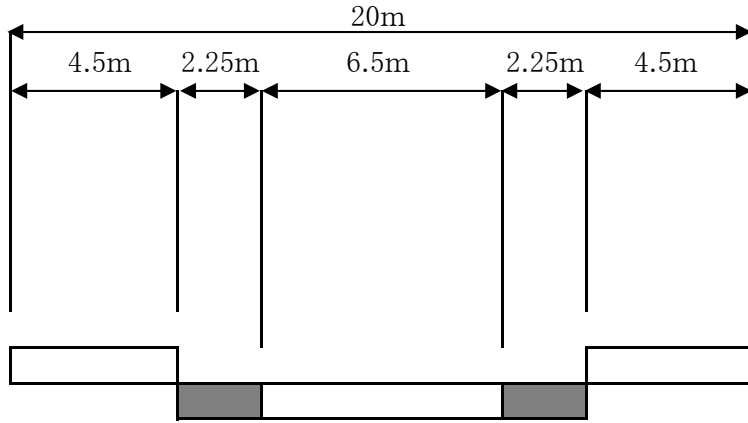


- 凡 例
- 変更のない区間
 - 変更する区間 (変更後)
 - - - 変更する区間 (変更前)

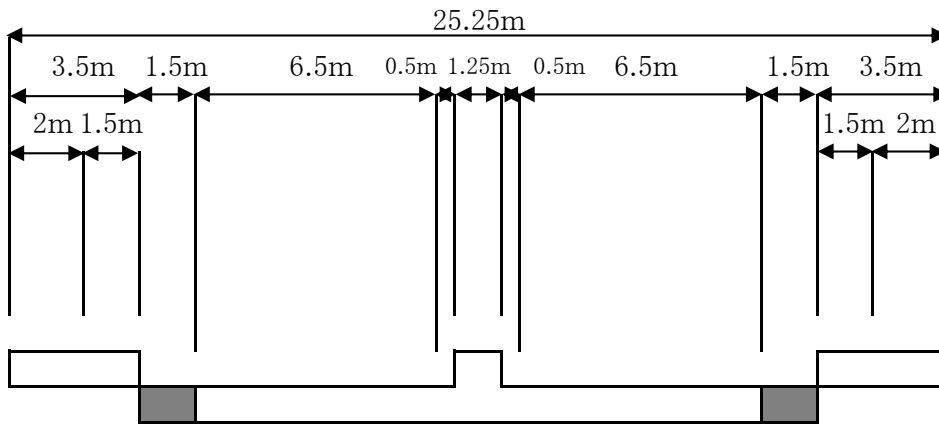
定規図 (江別市決定)



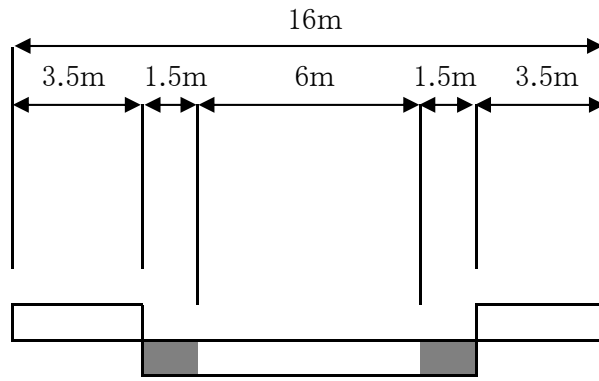
【変更区間:角山通~5丁目通】
(旧)



(新)



3·4·320 对雁通

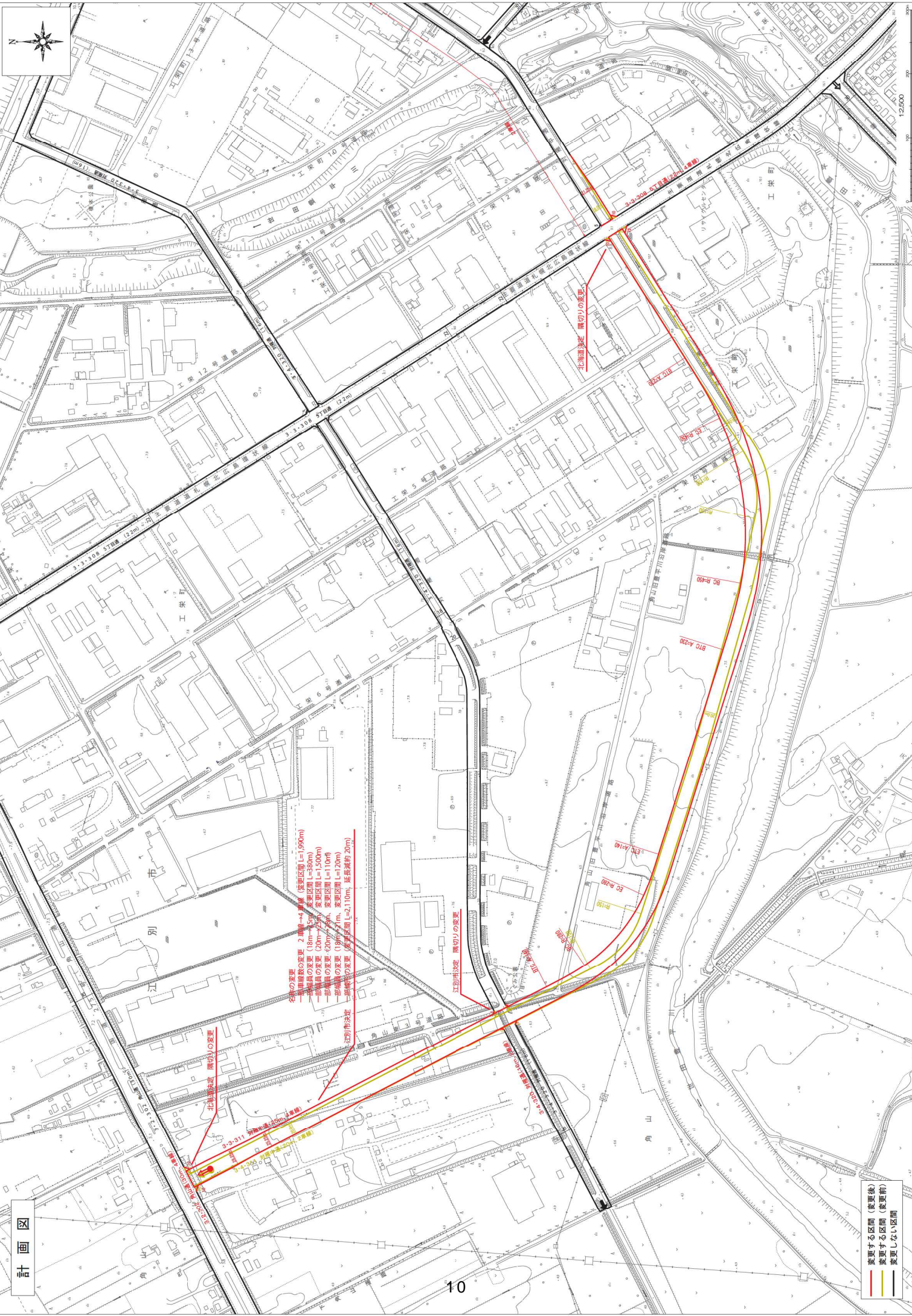


札幌圏都市計画道路の変更（江別市決定）

1. 都市計画道路中 3・4・311 号対雁中通を 3・3・311 号対雁中通に名称を改め、次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・4・320 号対雁通を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・311	対雁中通	江別市工栄町	江別市角山	江別市角山	約 2,940m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差 5箇所		
	車線の数の内訳		4車線			約 1,970m	/					
			2車線			約 970m						
	3・4・320	対雁通	江別市緑町東3丁目	江別市角山	江別市工栄町	約 4,350m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 4箇所	一般道道 江別長沼線	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」



計画図

変更する区間 (変更後)
 変更する区間 (変更前)
 変更しない区間